

公益財団法人にっぽんど真ん中祭り文化財団 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人にっぽんど真ん中祭り文化財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

第2章 目 的 及 び 事 業

(定義)

第3条 「にっぽんど真ん中祭り」とは、愛知県内で開催し、年齢、性別及び地域を問わず誰もが参加でき、音楽や踊り等で地域文化を表現する祭りである。

2 「にっぽんど真ん中祭り文化」とは、にっぽんど真ん中祭りの開催によって、それぞれの地域文化が集い相互交流して生まれる新たな文化である。

(目的)

第4条 この法人は、「にっぽんど真ん中祭り」の開催と普及・啓発のための事業を行うことにより、愛知県の観光振興を図り、観光交流都市づくりに貢献するとともに、地域文化や芸術等に触れる機会を提供し、それぞれの地域文化が集い相互交流して生まれる新たな文化「にっぽんど真ん中祭り文化」の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の公益目的事業を行う。

- (1) にっぽんど真ん中祭りを愛知県内で開催する事業
- (2) にっぽんど真ん中祭りの普及・啓発のための事業
- (3) 音楽著作権の管理並びに音楽著作物の利用の開発
- (4) コンパクトディスク、ビデオ等の原盤の企画・製作
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資 産 及 び 会 計

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を前条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産の管理及び運用)

第9条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資産管理規程による。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事業所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評 議 員

(評議員)

第13条 この法人に、評議員10名以上20名以内を置く。

- 2 評議員のうち、1名を評議員会議長とし、1名を評議員会副議長とする。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会におい

て選任する。

- (1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人になったものも含む。）
- 4 評議員選定委員会において提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において別に定める。
 - 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
 - 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
 - 7 評議員選定委員会は、前条第1項で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
 - 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1名又は2名以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員（2名以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2名以上の評議員）につき、2名以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位
 - 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
 - 10 評議員会議長及び評議員会副議長は、評議員会において選定する。

（評議員の任期）

- 第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第13条第1項に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

- 第16条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第5章 評 議 員 会

（評議員会の構成）

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びに財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) その他評議員会で決議するものとして法令及びこの定款で定められた事項

(評議員会の種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、いつでも開催することができる。

(評議員会の招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(評議員会の議長)

第21条 評議員会の議長は、評議員会議長がこれに当たる。

- 2 前項の評議員会議長が欠けたとき又は事故のあるときは、当該評議員会の議長は、評議員会副議長がこれに当たる。

(評議員会の決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第189条第2項に定める事項については、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の決議及び報告の省略)

第23条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が評議員の全員に対して報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した評議員のうちからその評議員会において選任された議事録署名人

の1名以上が、これに記名押印するものとする。

- 2 前条により評議員会を開催せず提案の可決議決がなされた場合は、議事録にかわる書類を保存するものとする。

(評議員会運営規則)

第25条 評議員会の運営に関する必要な事項は、法令及びこの定款で定めるもののほか、評議員会において別に定める評議員会運営規則による。

第6章 役員等

(役員)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上20名以内

(2) 監事 2名又は3名

- 2 理事のうち2名以内を一般法人法第197条において準用する同法第90条第3項で規定する代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事の中から5名以内を一般法人法第197条において準用する同法第91条第1項第2号で規定する業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 業務執行理事は、理事会の決議によって代表理事以外の理事の中から選定する。

4 理事会の決議によって、代表理事から理事長1名を選定する。

5 理事会の決議によって、理事長以外の理事の中から副理事長3名以内、専務理事1名、常務理事2名以内を選定することができる。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第26条第1項で定める定数に足りなくなるときは、任期の

満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第32条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬等として支給することができる。

(役員責任の軽減)

第33条 この法人は、一般法人法第198条において準用する同法第111条第1項で規定する役員賠償責任について、同法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、同法第198条において準用する同法第113条第1項で定める最低責任限度額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員との間で、一般法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、同法第198条において準用する同法第115条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第198条において準用する同法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

(名誉理事長及び顧問)

第34条 この法人に名誉理事長1名及び顧問5名以内を置くことができる。

- 2 名誉理事長及び顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉理事長は、この法人の事業遂行に関する重要事項について、理事長の諮問に答え、又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問は、この法人の運営に関する基本的事項について、理事長の諮問に答え、又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 5 名誉理事長及び顧問は、無報酬とする。

第7章 理 事 会

(理事会の構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第36条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第37条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は事故のあるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議及び報告の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

- 2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第28条第4項の規定による報告には適用しない。

(理事会の議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印する。

- 2 前条により理事会を開催せず提案の可決議決がなされた場合は、議事録にかわる書類を保存するものとする。

(理事会運営規則)

第42条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令及びこの定款で定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規則による。

第8章 事 務 局

(事務局の設置)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第9章 賛 助 会 員

(賛助会員)

第44条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める賛助会員に関する規程による。

第10章 定 款 の 変 更 及 び 解 散 等

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第4条及び第5条並びに第14条についても適用する。

(解散)

第46条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併によりこの法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

2 この法人の貸借対照表の公告は、前項に関わらず、定時評議員会毎にその終結の日後5年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

第12章 補 則

(委任)

第50条 法令及びこの定款で定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、岡田邦彦(理事長)及び水野孝一(専務理事)とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
内田吉彦、西崎元治、高坂 毅、堀 鐵藏、鴨頭治彦、安田文吉、森川高行、山本泰一、近藤千雅、織田正太、桑原宏司、平賀充記、大須賀鋼二

附 則 この定款は、令和2年6月26日から施行する。